

営業補償（追加分）①

趣 旨

今回の道路陥没事故に伴う工事により緊急的な交通規制を長期かつ大規模に行い、沿道の往来がなくなったことにより休業もしくは売上が減少し、または、取引業者から受注、納品などに支障をきたして売上が減少した事業者に対して、通常の工事に伴う補償の基準(*1)に準じて損失分を補償します。

対 象 者

事故発生時点（令和7年1月28日）で事業を営んでいた方で、前面道路が工事による交通規制の範囲内となった敷地に所在する事業所の代表者を対象とします。（範囲は4ページ）

対象期間

令和7年1月29日から、前面道路の交通規制が解消された日の前日が属する月末までの間とします（規制の解消日は4ページを参照）。

区分と補償額

区 分	補償額の算定方法
営業補償	交通規制の影響を受けて、休業、営業時間の短縮、客数の減少等により、交通規制の前と比較して売上額が減少している場合は、事故前と事故後の売上総利益の差額に相当する額を補償します（3ページを参照）。
掛かり増し経費の補償	交通規制の影響による、通常では生じ得なかった掛かり増しの経費について、因果関係を確認した上で個別に補償します（3ページを参照）。

手続方法

原則、次の電子申請フォームからお申し込みください。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=102159

電子申請が困難な場合は、別添の申込書に所定事項を記入の上、次ページの必要書類を添付し、申込窓口（2ページ）に提出または郵送してください。



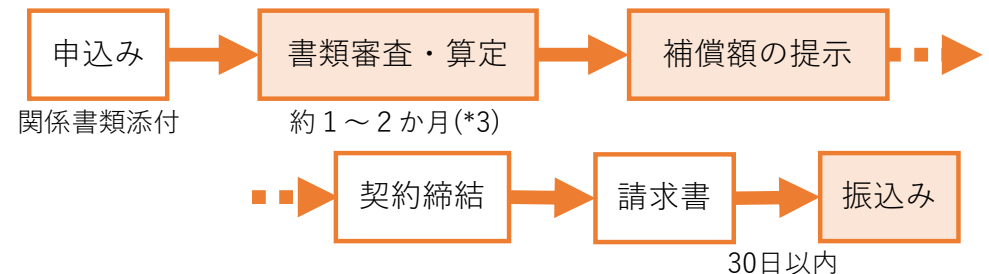
必要書類：

- ①事故前及び事故後の2事業年度分の申告書類等の写し(*2)
- ②交通規制の影響による通常では生じ得なかった掛かり増し経費の状況が分かる書類（該当のある事業者のみ）
- ③振込口座登録依頼書
- ④申込者の本人確認書類（運転免許証等 個人事業主のみ）

対象期間

対 象 期 間	申 込 期 間
令和7年1～2月分	令和8年2月21日（金）まで

補償までの流れ



営業補償（追加分）②

留意事項

- *1 埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準をいう。
- *2 申告書類等の写しとは、次の書類をいう。
- ①法人の場合
 - ・法人税の確定申告書別表一の控え
 - ・法人事業概況説明書の控え
 - ・損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳明細を含む。）
 - ・製造原価報告書（製造業の場合）
 - ・売上高と売上原価（製造原価）の状況が分かる帳簿類（売上帳や仕入帳等）の写し
 - ②個人事業主の場合
 - ・令和6年所得税の確定申告書第一表の控え
 - ・令和6年所得税青色申告決算書（青色申告の場合に限る。）
 - ・売上高や売上原価（製造原価）の状況が分かる帳簿類（売上帳や仕入帳等）の写し
- *3 提出書類等に不備がある場合は、お支払まで通常よりもお時間を要します。

申込窓口



窓口が混み合いますので、お手数ですが以下いずれかの方法で事前に予約をお願いいたします。

電話：近隣住民専用ダイヤル
(県庁内)
平日午前9時～午後5時

電子申請フォーム（窓口予約用）：
https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplayResult

「キーワードで探す」
→「現地対策本部補償申込
窓口予約」でキーワード検索
→「手続き一覧」から希望
の時間枠をクリックして
予約してください



- 補償については、原則、電子申請フォーム（説明ページにあるURLまたはQRコード）からお申し込みください。
- 電子申請が困難な場合は、各申込書に所定事項を記入の上、関係書類を添えて、下記の申込窓口に提出または郵送してください。

申込窓口：

※紙での提出又は郵送の場合

埼玉県八潮新都市建設事務所内
埼玉県下水道局現地対策本部補償担当
〒340-0812 八潮市中馬場52-2

営業補償の算定方法について

1 補償の区分と範囲

営業休止	・ 基本的な算定方法：（事故前の売上高一仕入）－（事故後の売上高一仕入）・・・① ・ 営業再開の周知費用
営業継続	・ 基本的な算定方法：営業休止の場合と同様、そのほか掛かり増し経費の補償・・・②

2 補償額の算定例（小売業）①

事故前の申告書類		事故後の申告書類	
売上高	100	売上高	80
仕入	70	仕入	56
売上総利益	30	売上総利益	24


補償額6

※通常、売上高と仕入は比例関係にある。
便宜上、売上総利益率（粗利率）は一定とした。

交通規制の影響により売上高及び仕入が2割減となったケースを想定

①の計算によれば補償額は6となる。

（理由）

通常では、人件費、支払賃料、減価償却費等の固定的に発生する費用は、売上総利益（粗利益）から支払われている。

よって事故前の売上総利益になるように補償を行うことが適切と考える。

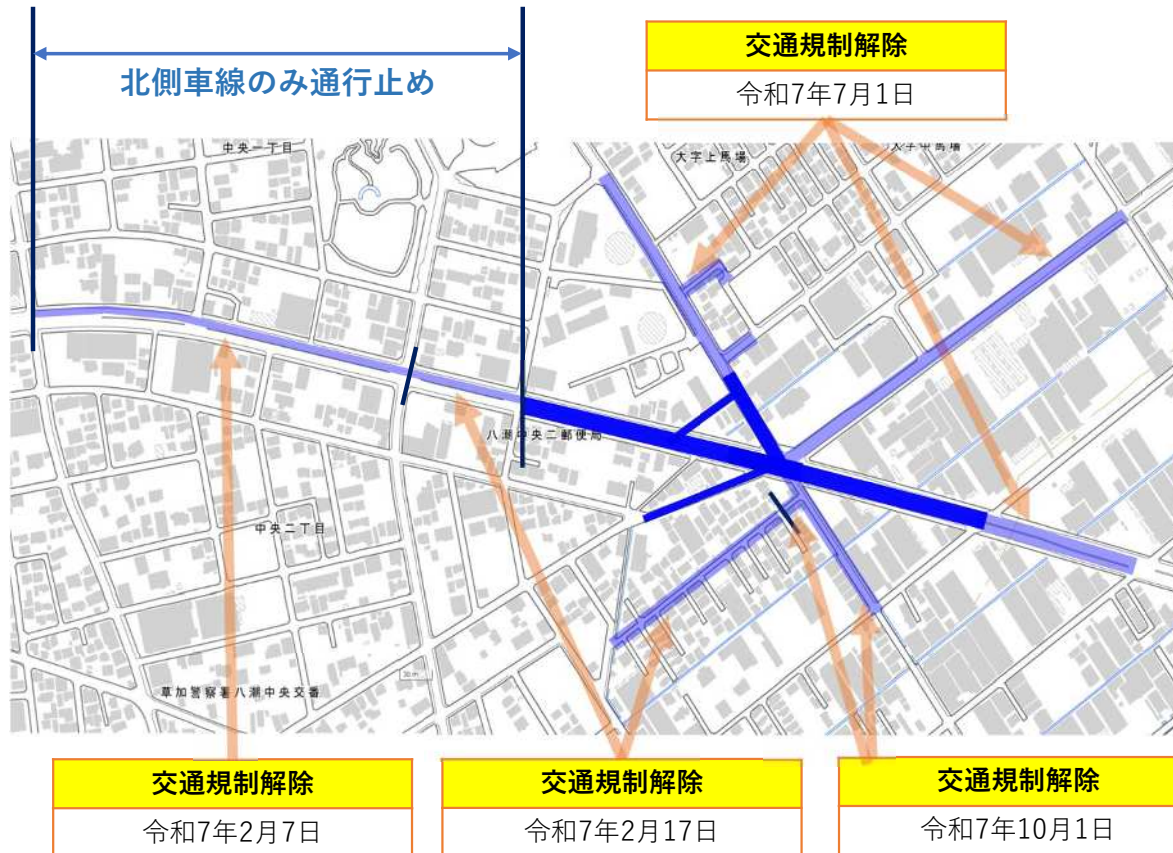
3 掛かり増し経費の例 ②

- ・ 自社駐車場が使用できなくなったため新たに代替駐車場を借用した場合の費用
- ・ 営業中であることの周知費用

など

補償の範囲（営業補償）

対象範囲となる区域



出典：国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工して作成)

町 名	営 業 補 償
大字二丁目	(規制継続中)※12月2日修正 448～451-1、478～484、486～491、534、921-1、921-5、922-1、923-1～3、923-9、924-5～14 (10月1日解除) 485-3、927-1、928-1、928-9、954-2～12 (7月1日解除) 413-2、416、417-1、435、438-1、439-1、452-1、467～476、496～503-3、504-2～3 (2月17日解除) 917-2、917-6～9、918-1、919、919-6、919-10、921-3、922-2、923-7、924-16～21、928-4～8、928-10～14、930-1、930-10～17、931-1、931-3～4、931-7、932-7～10、932-13～14、932-17～18、933-1、934-3～7、934-9、934-12、935-5、935-10～11、936-2、936-5～6、936-8、936-12、937-5～11、938-1、938-4～8、939-3
大字上馬場	(7月1日解除) 7-2、7-5、10-3
大字中馬場	(規制継続中) 60 (7月1日解除) 52-11～15、52-17、56-10、59-9、62-3～11
中央一丁目	(規制継続中) 3～4 (2月17日解除) 7-3、7-6、7-9 (2月7日解除) 8-3～4、8-19～23、14-5、14-12、14-24、15-3～4、15-7～8、15-11～12、15-18～19
中央二丁目	(規制継続中) 1-1～6、1-8(北側建物のみ)、1-17～20、1-24～26、1-32～33

電子申請フォームによる申込みについての補足資料

1 フォームへのアクセス方法

補償の説明ページに掲載されている電子申請のURLまたはQRコードから、直接各申し込み手続きのページにアクセスをお願いします。

※「埼玉県電子申請・届出サービス」というシステムを使用していますが、補償のお申し込みは、同サービスの「手続き検索」では出てきません。

【参考】埼玉県電子申請・届出サービス トップページ
<https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/>



2 利用者登録

アクセスいただくと、利用者登録をせずに申し込むか、利用者登録をされている方はID等を入力する画面になります。

利用者登録は任意ですので、登録されない方は「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

お進みいただくと、連絡先メールアドレスを入力する画面になります。入力完了後に届くメールに記載されているURLにアクセスいただき、お申し込みを続けてください。

3 添付ファイルの設定

各申し込みの中では、画像などの電子ファイルを添付いただきます。

どのような添付ファイルが必要となるかは、「申込書」の様式から、あらかじめご確認いただくとスムーズです。また、電子申請では「振込口座登録依頼書」に代えて口座情報を入力いただくため、口座情報の分かる通帳やキャッシュカードの写し（写真など）の添付も必要となります（初回のみ）。

【ファイル添付の手順】

添付書類のアップロード（世帯の方、個人事業主の方）
選択肢の結果によって入力条件が変わります 添付ファイル 必須

①ファイル添付が必要な項目には「添付ファイル」ボタンが表示されますので、こちらをクリックします。

②ファイル選択画面に移りますので、「ファイルの選択」をクリックし、添付するファイルを選択します。

③「ファイルの選択」後、「添付する」をクリックすることで、ファイルが添付されます。（1ファイルごとに、「添付する」のクリックが必要です。）

④「入力へ戻る」で、申込画面に戻ります。

電子申請フォームによる申込みについての補足資料

4 入力内容の一時保存

入力の途中で、入力内容の一時保存ができます。申込画面の最下部にある「入力中のデータを保存する」をクリックしてください。

<特にご注意ください点>

パソコンの場合

- ・添付ファイルは、一時保存ができません。

(パソコン上にテキストファイル(XML形式)の形で保存される仕組みのため)

スマートフォンの場合

- ・一時保存期間は7日間です。(7日間は電子申請システム上に保存されます)
- ・閲覧履歴の削除などでcookieデータを削除してしまった場合は、一時保存されたデータにアクセスできなくなります。

↓ 入力中のデータを保存する

5 一時保存した内容の読み込み

パソコンの場合

- ①最初に届いたメールに記載のURLをクリックするか、24時間経過後であれば再度1、2の手順をたどり、申込画面まで到達しましたら、最下部にある「保存データの読み込み」をクリックしてください。

↑ 保存データの読み込み

- ②ファイル選択の画面になりますので、パソコン上に保存された該当のファイルを選択してください。

スマートフォンの場合

- ①同じ端末から、以下いずれかの方法で「埼玉県電子申請・届出サービス」にアクセスしてください。
 - ・最初に届いたメールに記載のURLを開く(申込画面が開きます。24時間経過後は期限切れエラーになりますが、エラー画面から「ホーム」に飛ぶことができます)
 - ・この資料1ページ目右上の二次元コードから開く(「ホーム」(トップページ)が開きます)

- ②右上のメニューを開くと、一番下に「一時保存読込」の選択肢が出てきます。こちらをクリックし、該当の手続きを選択して入力を再開してください。

※「一時保存読込」が表示されない場合があります。

その場合は、メニューの任意の選択肢を選ぶか、または「ホーム」をクリックして、ページを移動させてから、メニューを再度開いてみてください。

例：「ホーム」の画面

